

◎新潟県告示第635号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次の表のように改正し、令和8年8月2日から実施する。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。 1 （略） 2 主観的事項 (1)～(3) （略） (4) 社会貢献活動等の状況 次の<u>アからク</u>までに掲げる事項の該当の有無 ア～キ （略） <u>ク</u> （略） (5)・(6) （略）	別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。 1 （略） 2 主観的事項 (1)～(3) （略） (4) 社会貢献活動等の状況 次の<u>アからケ</u>までに掲げる事項の該当の有無 ア～キ （略） <u>ク 新潟県SDGs推進建設企業登録制度の登録状況 新潟県SDGs推進建設企業登録制度に基づく登録</u> <u>ケ</u> （略） (5)・(6) （略）